

工事の契約解除について

建設局下水道施設部下水道整備課で発注した「下水道施設改良工事（朝日ヶ丘5-1）」の契約締結後に設計図書の誤りが判明したため、入札制度の公正性・透明性の趣旨に鑑み、契約を解除しましたので、お知らせします。

本件に関し、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 契約解除日

令和6年4月15日

2 契約解除の理由

契約締結後に、入札時の予定価格および最低制限価格を算出する際の基礎となる設計書において人件費の積算などに誤りがあったことが判明しました。

この誤った設計書による最低制限価格をもって入札手続きを行い、本来落札者になることができない事業者を落札者として決定してしまったものです。

本来であれば、最低制限価格を下回り、失格となった別の事業者を落札者として決定すべきものでした。

※「予定価格」は入札価格の上限値、「最低制限価格」は入札価格の下限値

3 経緯

令和6年3月19日 開札

28日 契約締結（工事期間 令和6年3月29日～11月13日）

4月 2日 設計図書に誤りがあったことが判明

5日 契約者に工事一時中止を通知

15日 契約者に契約解除を通知

（契約解除に伴う賠償金は協議の結果、支払わないことで合意）

4 再発防止策

今回の事例について、関係部署で情報共有を図るほか、職員の入札行為に対する意識醸成を徹底するとともに、より厳格に設計図書のチェックが行えるよう審査フローの見直しを行います。

引き続き、職員の適正な業務遂行に向け再発防止に向けた指導を徹底して参ります。